

## 第二種特定鳥獣管理計画（第5期ニホンザル管理）の策定について

### I 計画策定の目的・スケジュール等

#### 1 計画策定の目的

科学的・計画的な保護管理により、ニホンザルと人とが緊張感あるすみ分けを図り、ニホンザル個体群の長期にわたる安定的な維持及び農林業被害の軽減と人身被害の防止を図ることを目的として、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年法律第88号。）第7条の2の規定に基づき、「長野県第二種特定鳥獣管理計画（第5期ニホンザル管理）」（以下「計画」という。）を策定する。

#### 2 計画の期間

令和6年(2024年)4月1日から令和11年(2029年)3月31日までの5年間

#### 3 対象地域

県内全域（10管理ユニットに区分）

#### 4 策定スケジュール

区分	R5.4	.5	.6	.7	.8	.9	.10	.11	.12	R6.1	.2	.3
環境審議会				7/28 諮問				中間 報告				答申
特定鳥獣 保護管理 検討委員会※1								検討				検討
ニホンザル 専門部会※2					検討		検討				検討	
協議等										→ 県民意見公募、関係機関協議		

※1 県が作成する特定鳥獣に関する保護及び管理に関する計画の検討並びに適切な実行、事後評価を行うために総合的な見地から意見を聴取することを目的に開催

※2 特定鳥獣保護管理検討委員会において審議する事項について、専門的な見地から意見を聴取することを目的に開催

### II ニホンザルに関する現状

#### 1 生息状況

##### ○ 平成29年度調査

推定個体数 約11,000～16,000頭

推定群れ数 約200～300群

##### ○ 令和4年度調査（速報値）

推定個体数 約11,000～16,000頭※

推定群れ数 約210～310群※

※専門部会等の検討結果で変更の可能性あり

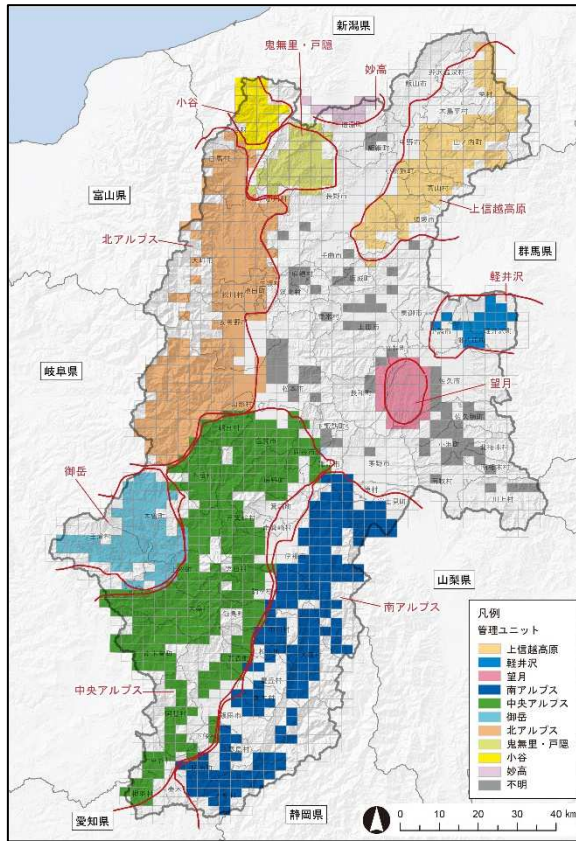


図1 ニホンザルの生息分布（令和4年度調査）

## 2 被害状況

ニホンザルによる被害は、県全域で農業被害、林産物被害、生活被害や人身被害が発生している。農業被害額は、農地周辺の電気柵設置や追い払い等の被害防除対策、農作物残渣や廃果等の誘引物除去や緩衝帯整備、個体数管理の総合的な対策の効果等により減少傾向であるが、令和3年度は約6,800万円（果樹、野菜等）の被害が発生している。

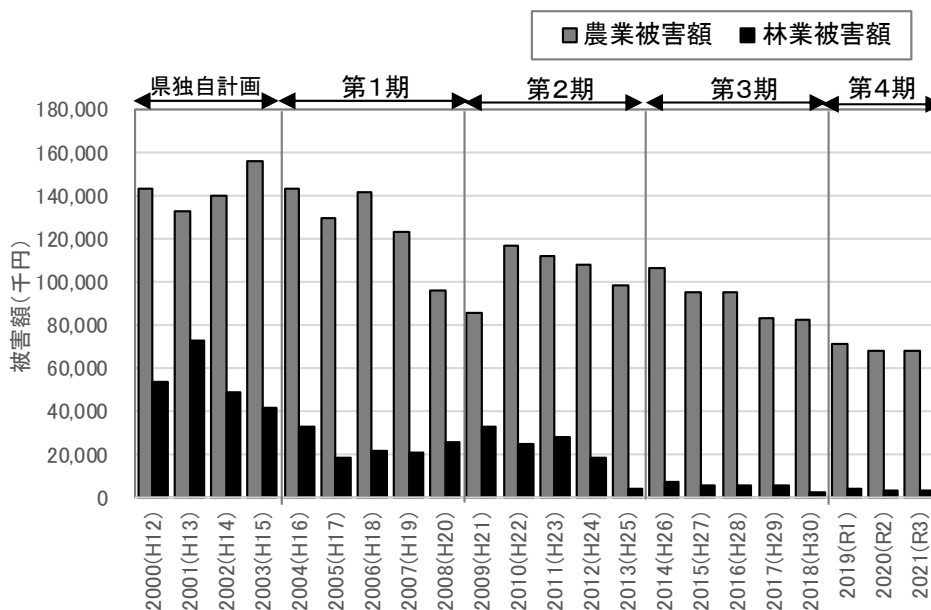


図2 ニホンザルによる農林業被害額の推移

### 3 個体数管理の状況

ニホンザルの個体数管理（捕獲）は、多くの被害市町村で実施されており、加害個体の捕獲により群れのサイズを縮小させ、被害減少につながった地域がある一方で、加害群れや個体を見極めずに捕獲が実施され、被害が減少につながっていない地域も見られる。このため、引き続き、加害群れや個体等を把握した上での効果的な捕獲に取り組む必要がある。

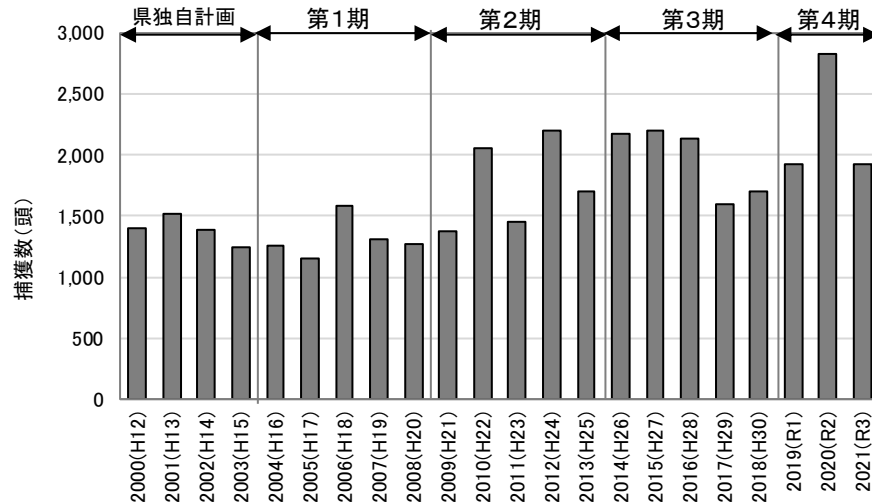


図3 ニホンザルの捕獲数の推移

## Ⅲ 第5期ニホンザル管理計画に向けた考え方

### 1 第4期計画の基本的な考え方

群れの加害レベルに応じた総合的な被害対策とモニタリング等による被害防除計画の見直しの実施

#### 【総合的な被害対策】

#### ① 被害防除対策

農地等の侵入防止柵設置（電気柵）、追い払い等の積極的な被害防除

#### ② 被害地の管理

ニホンザルを集落に寄せ付けないための誘引物除去（廃果等）・緩衝帯整備

#### ③ 個体数管理

加害群並びに加害個体を特定した上での適切な方法による捕獲

### 2 第5期計画の策定にあたっての留意事項

令和4年度に県が実施した調査では、対策の効果により被害が減少している地域がある一方で、地域が一体となった追い払いや効果的な捕獲ができていない等の課題が発生している地域が見られた。

第5期計画では、第4期計画の目標、管理の考え方を基本踏襲した上で、ニホンザル専門部会等でこれらの課題について検討する。

市町村が作成する「ニホンザル被害防除年次計画」について、県野生鳥獣被害対策支援チーム及び現地機関職員で構成される野生鳥獣被害対策チームが必要な助言や支援を行い、効果的な対策を推進する体制を引き続き検討する。